

企画競争実施の公示

令和 7 年 7 月 2 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 村上 浩之

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

令和7年度「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道構想」事業

「オホーツク遺跡街道構想」を活用しながら、同構想で定義付けされている「オホーツク遺跡街道」の形成に向けて、モニターツアー・ガイド人材育成・オホーツク遺跡街道推進ネットワーク会議の運営等の業務を実施する。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)

(3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部観光地域振興課 担当：足達 千葉
TEL:011-290-2722

(2) 「オホーツク遺跡街道構想」(第2版)令和7年3月の交付期間、場所

令和 7 年 7 月 2 日から 令和 7 年 7 月 22 日まで、
(1)に同じ。

「オホーツク遺跡街道構想」(第2版)令和7年3月の交付を希望する方は、(3)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和 7 年 7 月 23 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は下記Eメールアドレスへ送信。

E-Mail: hkt-kanchika@gxb.mlit.go.jp

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参若しくは郵送で応募の場合、企画提案書は7部提出。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 7 年 7 月 24 日(予定)

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。

(4) その他の詳細は説明書による。

令和7年度「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道構想」事業

説明書

1. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」による
- (2) 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日

2. 企画提案書作成

- (1) 提出書面 : 日本産業規格A4縦版、横書き、左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部局に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は具体的かつ簡素に示し、「5. (1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 事業全体のスケジュール
 - ② 本事業の実施体制(人員・経験等)
 - ③ 概算見積内訳(各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること)
 - ④ 会社概要(直近の事業報告書及び定款を各1部添付して下さい。なお、令和7年度中に当部が企画書を募集した他のコンテンツ造成事業等において、すでに事業報告書及び定款を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)
 - ⑤ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること(資格審査結果通知書の複写を1部添付して下さい。なお、令和6年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに資格審査結果通知書の複写を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」もしくは別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)」を記載のうえ提出すること。

4. 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和 7 年 7 月 23 日 17 時 00 分 必着
- (2) 提出場所
〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部観光地域振興課 担当: 足達 千葉
TEL: 011-290-2722
E-Mail: hkt-kanchika@gxb.mlit.go.jp
- (3) 提出方法
(2)への持参、郵送又は上記Eメールアドレスへのメール送信。
Eメールの場合: 国土交通省北海道運輸局へ1通
メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。
持参及び郵送の場合: 国土交通省北海道運輸局へ7部

5. 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

① 事業内容関係

- 1) 業務内容の理解度 : オホーツク地域で形成を目指す「オホーツク遺跡街道」について理解した提案となっているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅したものとなっているか。
- 2) 提案内容の具体性 : 事業の構成が具体的で、履行可能な内容となっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- 3) 提案内容の独創性 : 独自の発想に基づく提案となっているか。
本事業の成果を高めるため、調査手法に効果的な工夫がなされているか。
- 4) 業務実施の確実性 : 業務を安定的に遂行するために適した業務体制(人員等)、スケジュールとなっているか。
協力会社、再委託予定先、連携先との関係は明確になっているか。

② ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人を含む)であるか

- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の規定に基づく認定
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定に基づく認定
- 3) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく認定
- 4) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- 5) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定
- 6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業
(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

(2) 審査方法

- ① 各審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について1点から12点までの間で評価を付し、一審員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、①に別表による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が最も高い者を、企画競争を経たうえで随意契約を締結する者として特定する。
- ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が、最も高い者が複数ある場合は、委員長が決するところによる。
なお、企画提案書審査の結果、第2位の企画提案書の総合計点が、第1位の企画提案書の総合計点の95%の数値(小数点第2位を四捨五入)を超える場合は、上位2者による決定のための採点を行うことができる。

6. 企画提案書等に係る質問

(1) 受付窓口

4(2)に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和 7 年 7 月 2 日から 令和 7 年 7 月 22 日の間の
平日、午前9:00から午後5:00まで
電話又は上記メールアドレスへのEメール

(3) 回答日時及び方法

適宜、電話又は電子メールにて回答する

(4) 受け付けない項目

- ① 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ② 積算に関する内容

7. 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る

8. 契約書の作成
要

9. 支払い条件
本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行ない合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

10. 概算予算額
7,500 千円(消費税及び地方消費税を含む)

11. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (9) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。
- (10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

令和7年度「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」 オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道構想」事業 仕様書(案)

1. 概要

(1) 事業の背景及び目的

オホーツク文化は、今から千年以上も昔に、オホーツク海沿岸を中心に栄えた文化である。この文化は、遺跡等の文化財的価値は高く評価されているものの認知度は低く、オホーツク地域を代表する主要な観光対象にはなっていない。

しかし、オホーツク文化は、その豊かな食生活や熊・シャチを大切に祀るという独特の自然観、家畜（豚）の飼育、特有の文様のみられる土器の作成、大陸との交易の形跡などの様々な特徴があり、ある一定の時期にのみこの地域を中心に存在した希少性を踏まえると、他の地域には見られない、この地域を象徴する、未来に継承すべき貴重な歴史遺産と考えられる。

このようなオホーツク文化を観光資源として有効活用するには、現存する遺跡や文化施設を拠点としつつ、オホーツク海や流水がもたらした食文化や、海獣狩猟をメインとした暮らしをはじめとするオホーツク文化を体感できる面的な観光エリアを創出することが効果的と考えられる。

本事業においては「オホーツク遺跡街道構想」を活用しながら、同構想で定義付けされている「オホーツク遺跡街道」の形成に向け、下記に示す各業務を実施することとする。

(2) 「オホーツク遺跡街道構想」とは

オホーツク文化を体感できる面的な観光エリアである「オホーツク遺跡街道」の形成に向けて、地域の関係者が取り組むべき方向性をまとめたものである。本構想では、オホーツク文化を観光資源として有効活用することを目的として、オホーツク文化人の風習や食文化などを後世に渡って引き継ぐことに加え、新たに観光の視点を加え整理するとともに、その活用方法や整備方針等を定めている。

(3) 「オホーツク遺跡街道」とは

オホーツク文化をはじめとした地域の歴史・文化を体感でき、史跡・遺跡等をつなぐルート形成にとどまらず、オホーツク文化に関連のある各種施設や飲食店、体験コンテンツなども盛り込み、地域の方々と交流することにより、地域の風土や自然との関わり方、精神性などを体感できる面的な観光エリアである。

2. 業務内容

「オホーツク遺跡街道構想（第2版）令和7年3月」及び以下の事業報告を参考に、以下の業務を実施してください。

- ・令和5年度 オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道」構想事業報告（概要）

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000335292.pdf>

- ・令和6年度 オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道」構想事業報告（概要）

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/content/000352381.pdf>

(1) モデルコースの検証と磨き上げ

過年度に策定された「オホーツク遺跡街道構想モデルコース『オホーツク歴史紀行（夏編）一流水の海と古代文化』」を、今後の商品化に向けてさらに検証し、魅力的なコースへと磨き上げる。このため、同コースをベースとしたモニターツアーを実施する。

- ① モニターツアーの実施：1回以上、3泊4日程度で調整し、モニターは10名以上で実施。モニターには、一般参加者、有識者、オホーツク地域の観光関連事業者、インフルエンサー・メディア関係者をそれぞれ1名以上含めること。
- ② 手配と運営：モニターツアー実施に必要な一切の募集、手配及び運営業務。
- ③ アンケート調査：モニター及び見学・体験施設等の受け入れ側を対象としたアンケートを実施し、その結果を詳細に分析。
- ④ コースの改善：モニターツアーの結果を踏まえ、「オホーツク遺跡街道推進ネットワーク」（以下「推進ネットワーク」）の協力を得ながら、魅力あるモデルコースに磨き上げること。

【留意事項】

- ・モニターツアーは「2.（2）ガイド人材育成」の取り組みと連携すること。
- ・商品化に向けて、アンケート以外の効果的な検証手法があれば積極的に提案すること。

（2）ガイド人材育成

オホーツク文化の魅力を効果的に伝えられるガイド人材を育成することを目的とし、以下の業務を実施する。

① 研修プログラムの作成と実施

- ・オホーツク文化のガイドとして必要な知識とスキルを習得するための研修プログラムを作成し、これに基づき実践的な研修を2日以上で企画し実施。
- ・教材作成・講師の手配：研修実施に必要な研修教材の作成、及びオホーツク文化の専門家1名以上を講師として選定、手配。
- ・受講者の募集・運営：オホーツクエリアでガイドスキルを有する方を対象に、10名以上の受講者を募集・集約し、研修の円滑な運営。

【留意事項】

- ・研修プログラムの定義：このプログラムには、目標、研修計画、指導方法、そして具体的な研修メニューを含めること。
- ・研修内容の具体化：研修には必ず実地研修を含め、その内容に適した開催場所を提案すること。
- ・実践性・魅力の追求：ガイドとして実践的に活動できる、魅力的な内容となるように工夫すること。

② 研修の検証と研修プログラムの磨き上げ

- ・ヒアリング調査の実施：研修メニューや研修教材に関して、受講者全員にヒアリング調査を実施。
- ・研修プログラムと研修教材の作成と磨き上げ：研修で得られた知見、ヒアリング調査の結果、そして2.（2）① 研修プログラムの作成と実施の全ての要素を踏まえ、より効果的な研修プログラムと、研修教材を作成し、磨き上げること。

【留意事項】

- ・対象ガイドの想定：作成する研修プログラム、研修教材は、職業として活動できる有償ガイドの育成を想定すること。加えて、将来的に地域の観光協会や観光関係者などがオホーツク文化について案内できるよう、有償ガイド以外の育成も視野に入れること。

③ 持続可能な育成体制の提案

- ・本事業で作成した研修プログラム、研修教材を地域で継続的に活用し、将来にわたってガイド育成の機会が確保できるような、持続可能な体制のあり方について提案。

（３）推進ネットワークの運営及び構成員の拡大

「オホーツク遺跡街道」の推進体制を強化するため、推進ネットワークの運営と構成員の拡大に向けた以下の業務を実施する。

① 会議の開催：３回以上の会議を開催。

＜会議内容＞

- ・オホーツク遺跡街道構想のモデルコースの磨き上げに関する議論。
 - ・将来的な商品化に向けた販路体制の構築。
 - ・持続可能なガイド人材育成・活用体制の検討。
 - ・各エリアの活動報告等、継続的な活動に必要な情報共有及び意見交換。
 - ・構成員の拡大に向けた具体的な戦略検討。
 - ・ロードマップにおける各取り組みの KPI（重要業績評価指標）の検討。
 - ・その他、本事業推進に必要な事項。
- ② 手配と運営：資料作成、参加者集約等を含め、会議開催に必要な一切の手配及び運営。
- ③ 「オホーツク遺跡街道構想」の更新：令和７年度事業を反映させた内容に更新。

【留意事項】

- ・会議運営全般は、事務局である（公財）オホーツク生活文化振興財団と十分に連携、調整のうえ行うこと。
- ・ロードマップについては、各市町村及び地域関係者と十分に協議を行い、完成したロードマップは関係機関の合意を必須とすること。

３．業務運営に関する留意事項

（１）業務運営について

- ① 北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。
- ② 情報共有
- ・本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出すること。
- ③ 業務遂行
- ・事業の実施にあたっては、連携先である（一社）オホーツクテロワール、オホーツク遺跡街道推ネットワーク事務局である（公財）オホーツク生活文化振興財団と協議を行いながら業務遂行すること。
 - ・本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。
 - ・業務遂行にあたり必要な企画、調整、手配、運営等の一切を行うこと。
 - ・作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに北海道運輸局と協議の上、対処するものとする。
- ④ 再委託
- ・再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。

⑤ 資料、成果品等の作成

- ・本事業の過程で作成する書類は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取り扱いに注意を要するものについては、都度確認を行い、必要に応じて許可等を得ること。
- ・納品された成果品等の著作権は北海道運輸局に帰属する。また、成果品は北海道運輸局等の WEB サイトや各種情報提供媒体、観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製できるものとする。
- ・制作にあたり、第三者が権利を有する動画・画像等を使用する際には、成果品の使用用途をふまえ第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担と責任は、全て受注者が負うこととする。

(2) 履行期限 令和 8 年 3 月 13 日(金)

(3) 成果品

- ① 事業実施報告書 (A4 縦判、カラー、簡易製本 12 部)
- ② 事業実施概要報告書 (A3 片面～両面程度、カラー、12 部)
- ③ その他、本事業の過程で作成した成果品
- ④ ①②③の電子データ (メール送付、DVD-R 2 部)

※ただし、②については、形式を変更する場合があるため、その場合には北海道運輸局の指示に従うこと。

4. 事業実施報告及び成果物の提出期限 令和 8 年 3 月 13 日(金)

5. 事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 札幌第 2 合同庁舎 6 階
国土交通省北海道運輸局観光部観光地域振興課

6. 監督職員 北海道運輸局観光部観光地域振興課主査

令和7年7月

各 位

北海道運輸局観光部観光地域振興課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

別表

ワーク・ライフバランス等推進企業に係る配点表

令和7年度「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道構想」事業

評価項目	認定等の区分 ※1	配点 (単位：％)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	5
	えるぼし ※2	4
	えるぼし 3段階目 ※3	3
	えるぼし 2段階目 ※3	2
	えるぼし 1段階目 ※3	1
	行動計画 ※4	5
	プラチナくるみん ※5	4
	くるみん（令和7年4月1日以後の基準）※6	3
	くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※7	3
	トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準）※8	3
	くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※9	3
	トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※10	2
	くるみん（平成29年3月31日までの基準）※11	1
	行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※4、※12	4
	若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

令和7年度「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」オホーツク文化を核とした「オホーツク遺跡街道構想」事業

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】
- えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】
- えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

- 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(令和7年4月1日以降の基準)」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」(令和7年4月1日以降の基準)」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)」を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

- ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称(法人番号)

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表
 令和7年度「将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業」オホーツク文化を
 核とした「オホーツク遺跡街道構想」事業
 （「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
 第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名